

# 令和5年度の都道府県別 募集定員上限について(追加)

# 令和5年度の都道府県別募集定員上限の算出方法

## ■全国の募集定員上限(11,053人)

$$\text{研修希望者数}(10,227\text{人}) \times 1.07^{※1} + \text{令和4年度の募集定員上限}(11,418\text{人}) \text{と募集定員}(11,144\text{人}) \text{の差分} \times 2/5^{※2}$$

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小

※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

## ■各都道府県の募集定員上限

### ① 人口分布

$$\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

### ② 医学部入学定員

$$\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$$

### ③ 基本となる数

$$\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \frac{\text{①と②の多い方}^*}{\text{①と②の多い方}^* \text{の全都道府県合計}}$$

\* ②(入学定員)を用いる場合、①(人口分布)の1.2倍を限度とする

### ④ 地域枠による加算

$$+ \text{地域枠入学者数} \times 1.07 \text{ (今回の倍率)}$$

### ⑤ 地理的条件等による加算

- (1)100km<sup>2</sup>当たり医師数<sup>※3</sup>
- (2)離島の人口<sup>※3</sup>
- (3)医師少数区域の人口<sup>※4</sup>
- (4)都道府県間の医師偏在状況<sup>※5</sup>

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算  
 ※4 残りの数に、「都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口」をかけた値を加算  
 ※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

### ⑥ 激変緩和(直近の採用数保障)

- ・①～③の合計(「仮上限」)が、直近(令和3年度)の採用数に満たない場合、各都道府県の令和3年度採用数を当該都道府県の募集定員上限とする
- ・上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から  $\frac{\text{各都道府県の(「仮上限」 - 令和3年度採用数)}}{\text{各都道府県の(「仮上限」 - 令和3年度採用数)の合計}}$  に応じて定員を削減して捻出
- ただし、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」については、「仮上限」からの定員削減の対象外とする

### ⑦ 募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る場合の加算

- ・①～④の結果、募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る都道府県については、減少率が全体の募集定員上限の減少率となるまで加算する
- ただし、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県(激変緩和措置対象の都道府県を除く)」のみを対象とする

※①～④については、全国の募集定員上限(11,053人)の範囲内で各都道府県に配分するもの。

⑦については、全国の募集定員上限(11,053人)とは別に加算するもの。

# 新型コロナウイルスの影響を踏まえた募集定員上限の加算について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、依然その対策に都道府県のリソースが割かれている状況を考慮し、令和5年度の募集定員上限について、昨年度よりも調整が困難となっている都道府県について、調整を容易にする観点から、令和4年度及び令和3年度の特例と同様の追加を行うこととしてはどうか。
- 具体的には、  
令和4年度の各都道府県が定めた臨床研修病院の募集定員 > 令和5年度の募集定員の上限となる都道府県のうち、調整が困難であるために追加の定員を希望する都道府県に対し、募集定員上限を5追加することとしてはどうか。  
ただし、令和4年度の募集定員を超える場合は、令和4年度の募集定員を上限とする。

## (参考) 令和4年度の都道府県別募集定員上限の加算について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、依然その対策に都道府県のリソースが割かれている状況を考慮し、  
令和3年度の各都道府県が定めた臨床研修病院の募集定員 > 令和4年度の募集定員の上限となる都道府県のうち、調整が困難であるために追加の定員を希望する都道府県に対し、募集定員上限を5追加する。  
ただし、令和3年度の募集定員を超える場合は、令和3年度の募集定員を上限とする。

- 現行の臨床研修医の募集定員上限の算出方法は、研修医の都市部への集中を抑制し、医師偏在を是正するために採用しているものであるが、「全国の募集定員上限」を縮小させている結果、「医師偏在指標を用いた加算」の数も年々減少し、医師偏在対策を講じて医師を養成・確保することが必要な都道府県（以下、この頁において「県」という。）に対する加算も減少している。
- このため、「医師少数県」及び「医師少数区域（医師少数スポットを含む。以下同じ。）を有する県（医師多数県及び医師少数県を除く。）」が、医師偏在対策として、以下の取組を行う場合に募集定員を追加してはどうか。
  - ① 医師少数区域に所在する基幹型臨床研修病院については、令和4年度よりも募集定員を増加させる場合に当該増加分を加算
  - ② 医師少数区域以外の地域に所在する基幹型臨床研修病院については、当該県内の医師少数区域における研修を12週以上行うプログラム\*を新設する場合の定員、又はこの条件を満たす既存プログラムの定員増を行う場合の定員を加算

\* 医師少数県 が実施する場合は、医師多数区域以外の区域での実施であれば可とする。
- 各県に加算する定員の上限は、「医師少数県」は10人、「医師少数県及び医師多数県以外の県」は5人としてどうか。

- 現行の算出方法は、令和元年11月の医師需給分科会で、それまでの算出方法の偏在是正効果が弱まっていることが指摘されたことを受け、令和3年度研修から導入しているもの。  
具体的には、「地理的条件等による加算」のうち「人口10万人対医師数」及び「高齢化率」を用いた加算について、「医師偏在指標を用いた加算」（(3)医師少数区域の人口、(4)都道府県間の医師偏在状況）に改めたところ。
- ただし、この「医師偏在指標を用いた加算」は、
  - ・「全国の募集定員上限」から、
  - ・「①基本となる数」、「②地域枠による加算」、「③地理的条件等による加算」（(1)100km<sup>2</sup>当たり医師数、(2)離島の人口）  
を減じた「残余分」の範囲内で行うもの。
- このため、「全国の募集定員上限」を年々縮小させている中においては、「残余分」も減少している。その結果、「医師偏在指標を用いた加算」の数が年々減少し（下図参照）、偏在是正効果が弱まっている状況にある。
- これらを踏まえ、医師少数県である、医師少数区域を有するなど、医師偏在対策を講じて医師を養成・確保することが必要な都道府県が、例えば医師少数区域において、地域医療に配慮した研修プログラムを新たに実施する場合に加算することを検討してはどうか。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国の募集定員上限	11,946人	11,418人	11,053人
医師偏在指標を用いた加算の人数 (3)医師少数区域の人口 (4)都道府県間の医師偏在状況)	1,342人 (11.2%)	778人 (6.8%)	433人 (3.9%)

- 我が国の医学部を卒業する外国人留学生が臨床研修を受ける場合は、受入体制等が整った病院で研修を受けられるよう配慮することが望ましいと考えられる。
- また、外国人留学生のうち帰国することが想定される者については、仮に臨床研修を日本で受けたとしても、その他の研修医とは異なり、研修を行う都道府県での定着が期待できないため、このような者を受け入れる都道府県に対しては、一定の配慮が必要と考えられる。
- これらを踏まえ、外国人留学生（大学との覚書等により、研修先の臨床研修病院が決定され、かつ、将来的に帰国するものとされている者に限る。）については、マッチングによらず採用するものとし、各臨床研修病院の募集定員及び当該病院が所在する都道府県の募集定員上限とは関係なく受け入れることができるものとしてはどうか。
- 本措置を講じる場合においては、実施状況を踏まえ、その取扱いについて改めて検討することとしてはどうか。

# 令和5年度の都道府県別募集定員上限算出の対応方針(案)

※①～④は、全国の募集定員上限(11,053人)の範囲内で配分し、  
 ※⑤～⑦は、全国の募集定員上限(11,053人)とは別に加算するもの

## ■全国の募集定員上限(11,053人)

※赤字部分は令和4年度からの変更点

$$\text{研修希望者数}(10,227\text{人}) \times 1.07^{※1} + \text{令和4年度の募集定員上限}(11,418\text{人}) \text{と募集定員}(11,144\text{人}) \text{の差分} \times 2/5^{※2}$$

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小  
 ※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

## ■各都道府県の募集定員上限

**①基本となる数**

① 人口分布

$$\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

② 医学部入学定員

$$\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$$

①と②の多い方\*

$$\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \frac{\text{①と②の多い方*}}{\text{①と②の多い方*の全都道府県合計}}$$

\* ②(入学定員)を用いる場合、①(人口分布)の1.2倍を限度とする

**②地域枠による加算**

地域枠入学者数 × 1.07 (今回の倍率)

**③地理的条件等による加算**

(1)100km<sup>2</sup>当たり医師数<sup>※3</sup>  
 (2)離島の人口<sup>※4</sup>  
 (3)医師少数区域の人口<sup>※4</sup>  
 (4)都道府県間の医師偏在状況<sup>※5</sup>

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算  
 ※4 残りの数に、「都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口」をかけた値を加算  
 ※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

①～③の合計(「仮上限」)が、直近(令和3年度)の採用数に満たない場合、各都道府県の令和3年度採用数を当該都道府県の募集定員上限とする

各都道府県の(「仮上限」 - 令和3年度採用数)

上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から  $\frac{\text{各都道府県の(「仮上限」 - 令和3年度採用数)}}{\text{各都道府県の(「仮上限」 - 令和3年度採用数)の合計}}$  に応じて定員を削減して捻出

ただし、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」については、「仮上限」からの定員削減の対象外とする

**⑤募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る場合の加算**

①～④の結果、募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る都道府県については、減少率が全体の募集定員上限の減少率となるまで加算する。ただし、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県(激変緩和措置対象の都道府県を除く)」のみを対象とする

**⑥新型コロナウイルスの影響を踏まえた募集定員上限の加算**

新型コロナウイルス感染症の影響により、調整が困難であるために追加の定員の希望する都道府県に対し、募集定員上限を5追加する。  
 ただし、令和4年度の募集定員を超える場合は、令和4年度の募集定員を上限とする

**⑦医師偏在対策のための加算**

医師偏在対策の取組を行う都道府県に、募集定員を5～10追加する

※このほか、外国人留学生(大学との覚書等により、研修先の臨床研修病院が決定され、かつ、将来的に帰国するものとされている者に限る。)については、各都道府県の募集定員とは関係なく受け入れることができるものとする